

情報開示資料

オリエント貿易株式会社

(2004年度版)

自 平成15年 4月 1日

至 平成16年 3月31日

【はじめに】

本書は、平成 16 年 3 月期（平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 16 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、住所、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成 15 年度における業績について記載しています。
- 「今後の対応すべき課題」
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産余裕比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。)

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度を見るもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(c) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{(総資産額－委託者に係る取引所預託金額－分離保管預託額)}} \times 100$$

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は、実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 当座性資金等比率

$$\frac{\text{当座性資金等 (*)}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

(*「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金、有担保委託者未収金及び未収先物取引差金をいいます。)

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f) 委託者未収金比率

$$\frac{\text{委託者未収金（長期未収債権に属するものを含む）}}{\text{純資産額}} \times 100$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g) 借入金比率

$$\frac{\{\text{借入金} + \text{借入有価証券} + \text{社債(新株予約権付社債を含む)}\}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める借入金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h) 経常収支率

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いと言えます。

(i) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(j) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(k) 委託手数料収益比率

$$\frac{\text{(商品先物取引に係る) 委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いと言えます。

(1) 自己売買収益比率

$$\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	オリエント貿易株式会社
代表社名	代表取締役社長 白鳥 忠志
所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通5丁目2番25号
電話番号	092-712-3111 (代)

② 会社の沿革

当社は、大阪の商品仲買人「豊栄物産」の支店として開設したものが、昭和34年7月29日に独立。商号を「九州豊栄物産株式会社」として創立したものです。

年月	概要
昭和34年 7月	商品先物取引の受託業務を目的として福岡市橋口町15番地に創業。資本金500万円。
昭和34年 9月	下関出張所開設（昭和39年4月廃止）。
12月	関門商品取引所、農産物・砂糖市場の仲買登録。受託業務開始。
昭和36年 2月	小野田出張所開設（昭和46年11月廃止）。
6月	佐賀出張所開設（昭和48年12月廃止）。
昭和37年 4月	資本金1,000万円。
7月	小倉出張所開設（昭和46年11月北九州支店に昇格）。
昭和38年 6月	資本金1,500万円。
昭和40年 4月	資本金2,000万円。
昭和42年 7月	資本金3,000万円。
昭和46年 1月	商品取引所法改正に伴い、農水大臣より関門商品取引所、農産物、砂糖市場の取引員許可を受ける。
3月	資本金8,000万円。
10月	商号を「株式会社豊栄」に変更。
11月	宇部支店開設（昭和48年2月廃止）。
昭和48年 1月	商号を「オリエント貿易株式会社」に変更。資本金1億3,000万円。
3月	大分支店開設。
12月	広島支店開設。
昭和50年 5月	資本金1億5,600万円。
昭和51年 5月	資本金1億8,720万円。
昭和52年 5月	資本金2億2,463万9,000円。
6月	大阪三品取引所、綿糸市場取引員許可。
7月	大阪支社開設。
昭和54年 8月	資本金3億5,000万円。
昭和56年 7月	大阪の商品取引員「明光商品株式会社」を吸収合併。資本金3億4,000万円

年月	概要
昭和56年 7月	大阪穀物取引所、農産物市場取引員許可。 神戸ゴム取引所、ゴム市場取引員許可。 高知支店開設。 金沢支店開設。
昭和62年 9月	資本金3億7,400万円。
昭和63年 8月	東京支店開設(平成6年12月支社に昇格)。
平成2年 3月	大阪繊維取引所、毛糸市場取引員許可。
平成3年 2月	京都支店開設。
	6月 資本金7億9,800万円。
	8月 神戸生絲取引所、繭糸市場取引員許可。 東京砂糖取引所、砂糖市場取引員許可。
	9月 東京工業品取引所、貴金属市場取引員許可。
平成4年 4月	大宮支店開設。
	6月 資本金8億7,780万円。
平成5年 4月	商品投資販売業協議法人許可。
	7月 資本金10億69万2,000円。
	9月 横浜支店開設。
	10月 東京工業品取引所、ゴム・綿糸市場取引員許可。
平成6年 6月	資本金11億76万1,000円。
平成7年 1月	神戸ゴム取引所、天然ゴム指数取引員許可。
	5月 東京穀物商品取引所、農産物市場取引員許可。
	6月 資本金12億1,083万7,000円。
	12月 静岡支店開設。
平成8年 3月	豊橋乾繭取引所、繭糸市場取引員許可。
	4月 名古屋支店開設。
	12月 岡山支店開設。
平成9年 3月	金融先物取引業許可。
	4月 東京工業品取引所、アルミニウム市場取引員許可。
	8月 仙台支店開設。
	10月 大阪商品取引所、アルミニウム市場取引員許可。
平成10年 1月	本店移転。
	7月 関西商品取引所、農産物・飼料指数市場取引員許可。
平成11年 7月	東京工業品取引所、石油市場取引員許可。
	9月 外国為替取引開始。
	11月 中部商品取引所、畜産物市場取引員許可。
平成12年 1月	中部商品取引所、石油市場取引員許可。
平成12年 6月	子会社設立(オリエント証券株式会社)。
平成13年 4月	熊本支店開設。
平成13年 7月	海外子会社設立(オリエント・アセット・マネジメントLLC)。
平成14年 4月	関連会社設立(株式会社オリエント・トレーディングFX 現、株式会社外為どっとコム:新設分割)。
平成14年 9月	関西商品取引所、水産物市場取引員許可。
平成14年12月	大阪商品取引所、ニッケル市場取引員許可。
平成15年 3月	長野支店開設。 北九州支店廃止。

③ 会社の目的（平成16年6月25日現在）

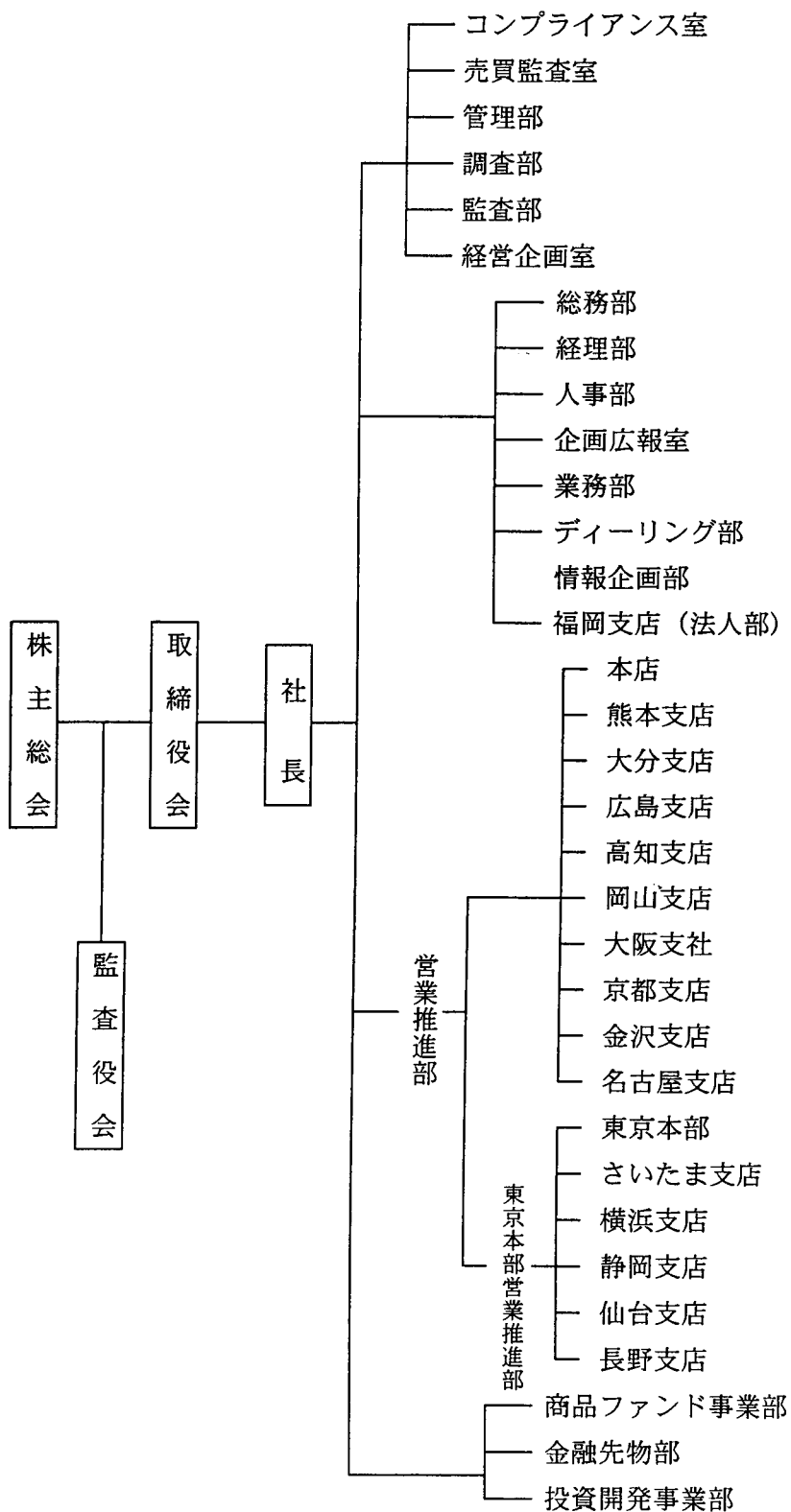
1. 商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引を行う業務
2. 前号の各取引の受託を行う業務
3. 次の商品に関する売買、問屋、代理、仲立及び輸出入貿易、保管の業務
 - イ 大豆、小豆、とうもろこし、小麦、米等の穀物並びに粗糖、精糖、果実、コーヒー、ココア等の農産物及びその加工品
 - ロ 海産物並びに牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等の畜産物及びその加工品
 - ハ 綿糸、乾繭、生糸、毛糸、ステープルファイバー糸等の繊維原料及びその加工品
 - ニ 木材、合板及びその加工品
 - ホ 金、銀並びに白金、パラジウム等の白金族系貴金属の地金及びその加工品
 - ヘ 鉄並びに銅、錫、亜鉛、アルミニウム等の非鉄金属及びその加工品
 - ト 石油、天然ガス等の鉱物資源及びその精製品並びにその加工品
 - チ 天然ゴム及びその加工品
4. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問並びに売買及びその仲介
5. 海外の商品取引所における上場商品の売買及びその委託又は委託の媒介、取次、代理並びに受託を行う業務
6. 金融先物取引法に定める通貨等及び金融指標に係る先物・オプション取引等、金融先物取引所に上場されている金融先物取引等の売買並びに仲介又は代理業務
7. 外国為替取引
8. 有価証券の売買
9. 証券仲介業
 - イ 有価証券の売買の媒介
 - ロ 有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引の媒介
 - ハ 有価証券の募集若しくは売り出しの取り扱い
10. 不動産の取得、処分及び賃貸借その他の利用
11. 書画、骨董品、古美術品、宝石、宝飾品等の売買及びその仲介
12. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち 線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 業務の内容

(1) 経営組織（平成16年4月1日現在）

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第41条1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び通商産業大臣より「第1種商品取引受託業務」の許可を受けております。

（許可番号：農林水産省「農林水産省指令13総合第1951号」）

（許可番号：経済産業省「平成13・07・27商第10号」）

市場名 取引所名	農 産 物	貴 金 属	ア ル ミ ム	ゴ ム 指 数	ニ ツ ケ ル	繭 糸	砂 糖	農 産 物 飼 料 指 数	畜 産 物	石 油	水 産 物	上 場 商 品 名
東京穀物商品取引所	○						○					小豆, IOM 大豆, NON-GMO 大豆, 大豆ミール
東京工業品取引所		○	○	○							○	とうもろこし, アビ'カ'ホ-、ロ'スタ'ホ-、粗糖、 金、銀、白金、パラジウム、アルミニウム、天然ゴム ガソリン、灯油、原油、軽油、金ワ'シ'ン
中部商品取引所									○	○		鶏卵、ガソリン、灯油、軽油
関西商品取引所	○					○		○			○	小豆, IOM 大豆, NON-GMO 大豆, 穀物指数、 生糸、コーヒー指数、冷凍えび
大阪商品取引所			○	○	○							アルミニウム、ニッケル、天然ゴム、ゴム指数
福岡商品取引所	○						○					小豆, IOM 大豆, NON-GMO 大豆, 精糖 とうもろこし、プロイラー、大豆ミール

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに上げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

商品ファンド販売業務

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目2番25号	092-712-3111
東京本部	東京都新宿区西新宿五丁目3番2号	03-3299-0301
大阪支社	大阪府大阪市中央区南本町二丁目1番1号	06-6264-7591
仙台支店	宮城県仙台市青葉区本町一丁目13番22号	022-262-0071
横浜支店	神奈川県横浜市中区相生町六丁目104番地	045-633-2551
さいたま支店	埼玉県さいたま市宮町一丁目103番地1	048-643-4011
静岡支店	静岡県静岡市追手町8番1号	054-253-0213
長野支店	長野県長野市中御所岡田町166番1号	026-229-6711
名古屋支店	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目20番17号	052-951-6020
金沢支店	石川県金沢市尾山町3番18号	076-222-1631
京都支店	京都府京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地	075-255-1311
岡山支店	岡山県岡山市幸町8番22号	086-233-2777
広島支店	広島県広島市中区三川町2番10号	082-246-8631
高知支店	高知県高知市駅前町3番20号	088-824-8501
大分支店	大分県大分市都町一丁目3番22号	097-536-5981
熊本支店	熊本県熊本市水道町7番16号	096-311-0111

⑥ 財務の概要（平成16年3月決算期）

(a) 資本金	1,210,837千円
(b) 純資産額 *1	14,203,165千円
(c) 必要純資産額 *2	1,899,000千円
(d) 総資産額	33,872,626千円
(e) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	15,245,871千円 (13,896,514千円)
(f) 経常利益	4,528,007千円
(g) 当期純利益	2,070,140千円

*1 純資産額の算定方法は、総資産額－総負債額＋商品取引責任準備金となっております。

*2 商品取引所法第49条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならない純資産額です。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,421,674株 (平成16年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位10名)

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
	千株	%
株式会社加藤経済研究所	611	25.2
加藤幸男	397	16.4
オリエント貿易社員持株会	143	5.9
加藤和代	135	5.6
原田巳咲	94	3.8
白鳥忠志	74	3.0
川崎一康	66	2.7
石川政克	64	2.6
下山彌壽男	64	2.6
(株)T&Dホールディングス	48	2.0

⑨ 役員 の 状 況 (平成16年7月1日現在)

役 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株 式 数
代表取締役社長	白鳥 忠志 昭和21年8月17日	千株 74

役職名	氏名 生年月日	所有 株式数
専務取締役	八島 弘安 昭和 29 年 4 月 4 日	千株 30
専務取締役	馬見塚 博 昭和 32 年 1 月 23 日	千株 20
常務取締役	山口 博文 昭和 14 年 5 月 1 日	千株 12
常務取締役	平江 和敏 昭和 34 年 6 月 30 日	千株 10
常務取締役	平尾 昇 昭和 33 年 5 月 3 日	千株 7

役 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株 式 数
常務取締役	伊東 昌昭 昭和 30 年 6 月 11 日	千株 9
取締役	関口 光雄 昭和 24 年 2 月 11 日	千株 30
取締役	五島 喜久雄 昭和 21 年 8 月 6 日	千株 22
取締役	古賀 勝 昭和 35 年 10 月 19 日	千株 5
取締役	佐藤 日出男 昭和 21 年 9 月 29 日	千株 5
取締役	山本 茂 昭和 26 年 9 月 8 日	千株 27
取締役	松本 雅人 昭和 26 年 1 月 16 日	千株 8
取締役	山元 広一 昭和 38 年 1 月 9 日	千株 4

役職名	氏名 生年月日	所有株式数
取締役	山瀬 好文 昭和 32 年 7 月 6 日	千株 3
監査役	谷澤 博 昭和 11 年 12 月 15 日	千株 1
取締役	金田 義明 昭和 17 年 8 月 14 日	千株 5
監査役（非常勤）	吉井 文夫 昭和 5 年 6 月 25 日	千株 0
監査役（非常勤）	山下 正秀 昭和 13 年 3 月 12 日	千株 0

(注) 1. 監査役の異動

平成 16 年 6 月 25 日付重任 監査役 谷澤 博

2. 監査役谷澤 博、吉井文夫及び山下正秀の 3 氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	783人	691人	92人	539人	244人
平 均 年 齢	30.2才	30.7才	25.8才	28.4才	34.2才
平均勤続年数	5.5年	5.8年	3.2年	4.2年	8.4年
登録外務員数	612人	596人	16人	—	—

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、「お客様に商品先物取引に係るすべてのサービスを誠実に提供する企業を目指す」との企業理念の下、主力取扱商品である貴金属、農産物並びに石油、灯油の基本的な相場要因である需給動向に加え、これらの国際商品に多大な影響を与える為替動向の分析を充実させ、他の取扱商品を含めた情報収集及び分析能力を高めるとともに、お客様に迅速かつ分かりやすくお伝えするサービス体制の強化に努めております。さらに、お客様方の様々なニーズに適確かつ積極的に対応できる強力な営業活動を展開するとともに、お客様の資産をお預かりする商品取引員として、財務体質の一層の健全化を図っております。

また、社員教育では、新入社員に対しては基礎教育、専門教育、営業実践教育、総合教育の4段階、中堅社員に対してはトータルアドバイザーとしての総合教育、指導者教育等を実施し、有能な人材を育成するための一貫した教育システムを採用しております。

受託業務については、お客様の大切な資産をお預かりするという責任を第一に考え、新たにお取引をなさるお客様には3ヶ月の間、取引枚数を抑制していただき、その間に商品先物取引に対する理解を十分深めていただいております。営業社員には、一時的な利潤を追求するのではなく、長期的に亘ってお客様の良きアドバイザーたることを求めています。一方、管理部門では、「行き過ぎた営業が行われていないか」等の監視機能を強化するため本社の下で東京支社と大阪支社に専従部門を、お客様からの苦情や相談等にも迅速に対応できるように苦情相談センターを設置しております。

また、企業経営の全般をチェックするために社内監査の部門として調査課を設けております。

なお、当社は、信用業務としてのステイタスの確立、優れた人材の確保、資金調達 の多様化を図り、「より信頼される」「より愛される」企業を目指して努力しております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

平成 15 年 4 月に日経平均株価が 20 年ぶりの最安値を更新し、金融システム不安が深刻化いたしました。しかし、世界の株式市場の回復基調や、輸出環境の改善の動きをうけ、8 月には日経平均株価が回復し上向きの気配を見せるに伴ない、不透明感の後退とともに政府は「全体として持ち直しの動きがみられる」と、景況感の上方修正を図りました。

当商品先物業界におきましては、平成 15 年 6 月に「T+1」が導入されたことや東京工業品取引所において「新決済制度」が導入され、お客様にとってより安全性の高い市場が確立された結果、外国企業やインターネット証券会社の参入が見られました。新商品では「軽油」が平成 15 年 9 月に東京工業品取引所で、平成 16 年 1 月に中部商品取引所で取引を開始しました。一方、大阪商品取引所において取引されていた「綿糸」が平成 15 年 11 月に出来高不振により休止されました。また、大手商品取引員が分離保管義務を怠ったことから商品先物取引業者の許可を取り消され、市場からの退場勧告を受ける事態となりました。昨年度に続く商品取引員の違約の発生は、委託者資産の保全や市場の信頼性を失わせ、当業界にとって大きな打撃となりました。

当社は平成 15 年 4 月より東京支社の機能を拡大させるため東京本部とし、その一環として旧調査部を監査部と改称し東京本部に設置するとともに、コンプライアンス部門の強化を図るため、管理部とお客様サービス部を統合して組織の拡充をいたしました。また、昨今のブロードバンドの普及により高速化されたインターネット市場に対応するために投資開発事業部の再編として、「福岡フューチャーズサークル」と「オリエント倶楽部」を統合し、新たに「オリエントくらぶ」を東京・大阪に設置して、インターネット取引部門の拡充を図りました。また、手数料自由化に向け、新たな収益源の見直しを図るため、商品ファンド事業につきましても、「協議法人」から「運用法人」への転換を計画し、同事業の再構築に着手いたしました。

また、加入している商品市場の見直しを行い、平成 14 年 11 月に大阪商品取引所の「綿糸市場」の受託業務の廃止、関西商品取引所の「砂糖市場」の会員の脱退を行いました。また、業務組織の改革として社長直轄の「経営企画室」を設置し、会社の経営戦略の強化を図りました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取委託手数料部門

当期につきましては、農産物市場及びゴム市場等の低迷により委託売買高 4,641,483 枚(前期比 8.9%減)、委託手数料は 139 億 8,582 万円(前期比 9.0%増)となりました。

(2) 売買損益部門

農産物市場及びゴム市場等の増益により、13億4,935万円(前期比20.4%増)となりました。

以上の結果、当期の営業収益は152億4,587万円(前期比1.2%増)でした。経費につきましては営業費用が108億2,297万円(前期比0.3%減)となりました。営業利益は44億2,289万円(前期比4.9%増)、経常利益は45億2,800万円(前期比10.2%増)当期利益は20億7,014万円(前期比8.3%増)となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期別	第45期	
		(自 平成15年4月 1日)	(至 平成16年3月31日)
商品先物取引			
農産物 市場			1,870,108
貴金属 市場			2,632,543
アルミ 市場			394,820
ゴム 市場			2,620,822
ゴム指数 市場			599,356
繭糸 市場			1,177
砂糖 市場			17,022
農産物飼料指数市場			119,988
畜産物 市場			203,803
石油 市場			5,267,001
ニッケル 市場			167,733
水産物 市場			1,983
小 計			13,896,356
オプション取引			
農産物 市場			0
砂糖 市場			0
小 計			0
商品ファンド			158
合 計			13,896,514

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第45期	
		(自 平成15年4月 1日)	(至 平成16年3月31日)
商品先物取引			
農産物 市場			965,552
貴金属 市場			▲98,753
アルミ 市場			▲131,100
ゴム 市場			733,487
ゴム指数 市場			243,817
繭糸 市場			▲97
砂糖 市場			▲6,522
農産物飼料指数市場			5,170
畜産物 市場			94,699
石油 市場			▲379,194
ニッケル 市場			14,899
水産物 市場			2,005
小 計			1,443,963
海外先物取引			0
商品売買損益			0
その他売買損益			▲94,606
合 計			1,349,357

(注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

2. 時価会計による商品先物評価損益は、その他売買損益に含めて表示しております。

3. 消費税は含まれておりません。

4. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別	第45期 (自 平成15年4月 1日) (至 平成16年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
商品市場名			
商品先物取引			
農産物 市場	844,484	389,922	1,234,406
貴金属 市場	664,588	489,287	1,153,875
アルミ 市場	171,474	120,085	291,559
ゴ ム 市場	858,335	347,499	1,205,834
ゴム指数 市場	169,029	79,495	248,524
繭 糸 市場	444	294	738
砂 糖 市場	7,651	5,167	12,818
農産物飼料指数市場	62,893	46,591	109,484
畜産物 市場	118,764	38,702	157,466
石 油 市場	1,737,399	1,023,200	2,760,599
ニッケル 市場	71,355	28,723	100,078
水産物 市場	4,560	3,285	7,845
合 計	4,710,976	2,572,250	7,283,226

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含めておりません。

④ 今後の対応すべき課題

手数料自由化や商品取引所法の抜本的な改革も予定されており、これらに対応するためには収益源の多角化を推進し、総合金融グループとしての強固な経営基盤を確立することが急務であります。全社員の個々の力をフルに発揮して、「お客様から選ばれる企業」となるために、お客様を惹きつける他社にない情報力、サービス、アフターケアのネットワークなど、求められる満足の質を高めるため、より一層の質の向上と意識改革に取り組んでまいります。

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引に参加しようとする健全な委託者の管理及びその保護育成を図るために、適正な受託業務の運用と管理責任体制について定める。

(管理担当班の設置)

第2条 当社は受託業務に係る責任の所在の明確化をはかるため、本店の管理部を主体として本店及び従たる営業所ごとに管理課員（以下管理担当班員という。）を配置し、責任者を置くものとする。

2. 受託業務管理を総括する総括責任者を常務取締役山口博文とし、本店に総括副責任者をおくこととする。

また、総括責任者を補佐する者として本店・大阪支社・東京本部に統括責任者を配置する。

3. 管理担当班の責任者を本店及び従たる営業所に配置する。責任者は管理担当班の管理職者とする。ただし、従たる営業所に管理職者の管理担当班員が不在の場合は、管轄する統括責任者が兼務する。

(管理担当班の職務)

第3条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

(1) 受託業務管理規則の適正な運営と実施を図るための諸施策及び営業部門に対しこの規定を遵守するように指導する。

(2) 「先物取引口座設定申込書」及び「取引確認書」により、顧客の取引意思・理解度等を確認し顧客の選別を行う。

(3) 顧客管理のための「顧客カード」の整備。

(4) 商品先物取引の経験の無い委託者からの受託にかかる審査。

(5) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な措置及び過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置。

(6) 委託者の資金力・取引経験等から見て不相応と判断される取引の抑制。

(7) 受託契約準則第9条第2項に定める委託証拠金の特例取り扱いの申し出に対し、その内容を審査する事とし、その決裁は統括責任者が行う。

(8) 取引を開始された委託者に対し、「お客様のための取引実践ビデオ」及び内容を解説した小冊子の配布。ただし、ホーム・トレードについては除く。

(取引参入不適格者の参入防止)

第4条 当社は不適格者の参入防止を図るとともに、次の各号の1つに該当する事が判明した場合には、その勧誘及び受託を行わない事とする。ただし、(5)の規定に該当する者で、「先物取引口座設定申込書」及び取引を行いたい旨を明記した自筆の申出書があり、第2条第2項に定める統括責任者が正当な理由が有ると認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人及び精神障害者。
- (2) 恩給・退職金・年金・保険金等により主として生計を維持する者。
- (3) 母子家庭該当者及び生活保護法被適用者。
- (4) 長期療養者及びこれに準ずるもの。
- (5) 公共団体等の公金出納取扱者及び企業の経理担当者。
- (6) 女性及び一定の所得を有しない者。
- (7) 20才代の会社員で役職を有しない者。
- (8) 60才以上の有職者でない者。ただし有職者については、統括責任者がその受託を判断する。

2. 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班の統括責任者が商品先物取引を行うにふさわしくないと認定したものに対しては勧誘及び受託を行わないものとする。

また、取引途中において前項各号に該当した時は、取引を完了してもらうこととする。

3. ホーム・トレード(浪漫飛行)の委託者の職業については口座設定申込書により確認を行い、記載のないものに対してはメール等にて確認を行う。メール等による確認の要請に対し知らせたくない旨の意思表示があった場合には、本人より申出書を徴収するものとする。

4. 第1項中(6)、(7)及び(8)に該当する者で、取引を行いたい旨を明記した自筆の申出書がある者に対しては、ホームトレード、フューチャーズサークル及びオリエント倶楽部でのみ受託することができるものとする。

(勧誘の際の説明)

第5条 商品市場における商品先物取引の勧誘に際しては、社名、商品先物取引の勧誘である旨を明示するとともに「商品先物取引－委託のガイド」、受託契約準則等の書面を交付し、商品先物取引の仕組み(特に証拠金制度、損益計算方法等)、商品先物取引の本質的な危険性の開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行う事について自覚を促したうえで参加を求めるものとする。

2. 取引に先立ち顧客から「先物取引口座設定申込書」及び「取引確認書」の差し入れを受けなければならない。また、顧客より取引経験を有するとの申告を受けた時は第8条第2項に定める申出書を徴収する事ができる。
3. 新規建玉を行う前に、管理担当班員は「新規確認事項」に従い、各項目の確認を行う事

とする。

4. 顧客を勧誘する際は、相手に迷惑となるような行動・言動は行わない。
また、取引をしないと断っている顧客に対して二度と勧誘行為を行わない。

(顧客カードの整備)

第6条 本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について登録外務員(以下、担当外務員という。)は、「先物取引口座設定申込書」等により次に掲げる事項を記載した顧客カードを作成し備付けるものとする。

- (1) 氏名、年齢、性別、住所、家族構成及び連絡先。
 - (2) 職業、会社名、役職及び勤務先住所。
 - (3) 資産、収入及び投下可能額
 - (4) 商品先物取引、証券取引及びその他取引経験の有無並びにその経験がある場合には取引会社名、取引期間、投資金等。
 - (5) その他必要と認められる事項。
2. 顧客カードは、担当外務員が所要の事項を記載しあらかじめ管理担当班の責任者に報告、審査を受けるものとする。
 3. 顧客カードの写しは、すべてこれを本店に備付けるものとする。

(委託者の保護育成措置)

第7条 取引口座を新規に開設した委託者については、第8条に規定する者及びホーム・トレード委託者を除き3ヶ月間の習熟期間を設け次に掲げる保護措置を講ずるものとする。

2. 委託者に対し、第5条の定める説明を行う事により商品先物取引について十分な理解と認識を求める。
3. 習熟期間中は委託者の資質の向上と委託者保護を図るために、当該委託者からの受託は50枚以下を限度とする。
ただし、委託者から51枚以上の建玉を行いたい旨の自筆による申出書の提出があり、コール・センターにて直接電話で委託者の建玉要請である事を確認し、その状況を記載した「51枚以上の建玉要請調査表」及び顧客カード、先物取引口座設定申込書等にて審査を行い、統括責任者が妥当と判断した委託者に対し51枚以上の建玉を許可するものとする。
4. 商品先物取引に対する理解度を判断するため下記の項目についてアンケート調査を行い、理解が十分でないと思われる委託者については、管理担当班及び担当外務員は訪問並びに参考資料等を送付する等の適切な措置を講ずる事とする。
 - (1) 「商品先物取引－委託のガイド－」の内容についての理解。
 - (2) 商品先物取引の損益発生の仕組み及び損益計算方法の理解。

- (3) 委託証拠金の性格及び委託証拠金の計算方法。
- (4) 値幅制限についての理解。
- 5. 習熟期間中の委託者の売買については、全て統括母店（本社、大阪支社、東京本部）に設置した「コールセンター」にて確認を行うこととする。
- 6. 当社で取引を行う委託者から投下可能額を超える入金があった時は、統括責任者が審査し妥当と判断した場合のみ取引資金として預託を受けるものとし、委託者から投下可能額の範囲内である旨の確認書を徴収するものとする。

(経験者の定義)

第8条 経験者とは、次の通りとする。

- (1) 当社にて商品先物取引を経験した者。
 - (2) 他社にて商品先物取引を経験した者で、その期間が3ヶ月以上の者。
 - (3) 金融先物取引を経験した者または証券取引で信用取引を経験した者で、その期間が1年以上の者。
2. 上記委託者については、本人から申出書（預託特例申出書）の差入れを受ける事ができる。ただし、(2)及び(3)については、売買報告書・売買計算書及び残高照合書等で取引の確認ができるものに限ることとする。

(不正資金の流入防止)

第9条 不正資金の流入防止を図るため次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 公金取扱者及び企業の経理担当者等、公金取扱者の申出書を徴収した委託者を対象とする。
- (2) 委託者より一定額以上（3000万円）の取引資金が預託（入金）された場合には、総括副責任者又は統括責任者が直接委託者を訪問し資産等について聴取するとともに、その裏付けとなる書類の提示を求めるものとする。また、一定額に満たない場合においても管理担当班員又は担当外務員が訪問又は残高照合通知書による確認を行う場合が有る。なお、総括副責任者が必要と認めた場合には外部機関による調査を行うものとする。
- (3) 不正資金流入防止のための調査に係る記録を第2条に定める統括店にて作成、保管するものとする。
- (4) 不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、資金の入金を断るとともに、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請するものとする。

(委託証拠金の額等に係る措置)

第10条 委託証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準

額と同額とする。

2. 委託本証拠金の額等に係る社内責任者として、総括責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(受託業務における禁止行為)

第11条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うに当たっては、商品取引所法、同法施行規則及び日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(取引の意思の確認)

第12条 担当外務員は委託者の取引意思及び売買指示に対し忠実にその意思を実行していることを業務日誌又は管理者日誌に記録し保持する事とする。

(違反者に対する懲戒)

第13条 不正行為があったと認められるときは、関係者に対して就業規則に定める制裁を行うものとする。

(取引の区分)

第14条 当社は、委託取引及び自己取引を行う部署を区分することとし、役職員が兼務することのないよう措置するものとする。

(広告宣伝に係る管理措置)

第15条 当社は、広告に係る社内管理体制を明確にするために総務部部長を管理責任者と定めその実施に先立って社内審査を行うものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

附 則

1. この規則は、平成10年9月1日より実施することとし従来のは廃止する。
2. この規則は、第13条を変更、第14条及び第15条を追加し平成11年4月1日より実施する。
3. この規則は、第3条7項及び第10条を変更し平成11年12月1日より実施する。
4. この規則は、第4条第1項(1)を変更、同条第3項を新設、第7条第4項を新設、第8条第2項但し書き以下を追加して平成12年4月1日より実施する。
5. この規則は、平成12年11月1日より実施することとし従来のは廃止する。
6. この規則は、第2条第3項を変更、第4条第1項を変更、同条同項(2)を変更、(8)及び(9)を追加、同条第2項を変更、同条第4項を追加、第5条第3項及び第4項を追加、第6条第1項(3)を変更、第7条第3項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、同条第6項を追加、第8条第1項(3)を変更、同条第2項を変更して平成13年8月1日より実施する。
7. この規則は、第7条第3項を変更して平成14年3月1日より実施する。
8. この規則は、第3条第8項、第7条第1項及び第6項を変更して平成14年4月1日より実施する。
9. この規則は、第4条第1項8を追加、同条第9項を削除、第7条第3項を変更、同条第6項を変更して平成14年8月1日より実施する。
10. この規則は、第4条第1項(8)を変更して平成14年11月1日より実施する。
11. この規則は、第9条を変更して平成15年4月1日より実施する。
12. この規則は、第10条を新設して平成15年6月6日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
586	230	188	628

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
4,118	2,679	4,127

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成 15 年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	仕切り	
勧誘時に係るもの	1	0	1	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	2	1	1	0	0
その他に係るもの	1	1	0	0	0
合 計	4	2	2	0	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	42	15	0	0	27
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	5	1	0	0	4
合 計	47	16	0	0	31

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成 15 年度中における係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが9件、又委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが34件あり、現在係争中の訴訟は33件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
43件	0件	10件	33件

(2) 平成 15 年度中の判決等

- 当社の元顧客が、断定的判断の提供、投機性の説明欠如、一任売買、過当売買等の当社の不法行為により、約3,211万円の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟（平成14年9月2日提訴）について、平成15年4月24日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約10%相当額を支払うことで和解した。
- 当社の元顧客が、断定的判断の提供、投機性の説明欠如、無意味な反復売買等の当社の不法行為により、約1,200万円の損害を被ったとして先物取引代金返還調停事件（平成14年12月13日提訴）について、平成15年5月22日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約25%相当額を支払うことで和解した。
- 当社の元顧客が、新規委託者保護違反、断定的判断の提供、投機性の説明欠如、無意味な反復売買、過当売買等の当社の不法行為により、約7,839万円の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟（平成13年12月26日提訴）について、平成15年7月2日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約49%相当額を支払うことで和解した。
- 当社の元顧客が、先物取引の危険性等重要事項の説明義務違反、新規委託者の建玉制限違反、特定売買違反、過当取引等の当社の不法行為により、約2,900万円の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟（平成14年7月31日提訴）について、平成15年7月8日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約41%相当額を支払うことで和解した。
- 当社の元顧客が、新規委託者保護義務違反、投機性の説明欠如、無意味な反

復売買、無断売買等の当社の不法行為により、約 1,875 万円の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟（平成 13 年 7 月 4 日提訴）について、平成 15 年 11 月 5 日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約 55%相当額を支払うことで和解した。

- 当社が元顧客に対して、差引損金（算定額不能）の債務不存在を求めた訴訟（平成 13 年 7 月 4 日提訴）について、平成 15 年 11 月 17 日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の 56%相当額を支払うことで和解した。
- 当社の元顧客が、断定的判断の提供、投機性の説明欠如等の当社の不法行為により、約 734 万円の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟（平成 15 年 1 月 20 日提訴）について、平成 16 年 2 月 19 日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約 27%相当額を支払うことで和解した。
- 当社の元顧客が、当社断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、無意味な反復売買、無断売買等の当社の不法行為により、約 1,658 万円の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟（平成 14 年 5 月 31 日提訴）について、平成 16 年 2 月 27 日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約 30%相当額を支払うことで和解した。
- 当社の元顧客が、無意味な反復売買、過当売買等の当社の不法行為により、約 5,570 万円の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟（平成 15 年 4 月 15 日提訴）について、平成 16 年 3 月 9 日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約 37%相当額を支払うことで和解した。
- 当社の元顧客が、断定的判断の提供、投機性の説明欠如、無意味な反復売買、過当売買、特定売買、一任売買等の当社の不法行為により、約 6,386 万円の損害を被ったとして損害賠償請求訴訟（平成 13 年 2 月 1 日提訴）について、平成 16 年 3 月 30 日、裁判所の勧告を受けて当社が損金の約 59%相当額を支払うことで和解した。

3. 経理の状況

①貸借対照表

会員名 オリエン特貿易株式会社

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位:千円)※10

資産の部		負債・資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 25,664,725 】	【流動負債】	【 18,714,091 】
現金預金	10,958,379	委託者未払金	230,363
委託者未収金	5,305,576	未払金	233,010
有価証券	72,128	未払法人税等	1,289,990
商品	28,588	未払消費税等	116,229
前払費用	59,964	未払費用	453,917
保管有価証券	545,822	預り金	90,549
差入保証金	3,545,781	賞与引当金	299,500
商品取引責任準備預託金	1,023,718	預り委託証拠金	16,000,531
委託者先物取引差金	3,290,698		
未収入金	107,252		
子会社短期貸付金	590,000	【固定負債】	【 955,368 】
繰延税金資産	222,368	社債	200,000
その他の流動資産	23,247	退職給付引当金	452,847
貸倒引当金	△ 108,800	役員退職慰労引当金	302,521
【固定資産】	【 8,207,900 】	【引当金】	【 1,023,718 】
(有形固定資産)	(2,310,426)	商品取引責任準備金	1,023,718
建物	993,071		
構築物	8,959	負債合計	20,693,178
車両	50,602		
器具及び備品	244,221	【資本金】	【 1,210,837 】
土地	1,013,570		
(無形固定資産)	(119,623)	【資本剰余金】	【 5,136 】
電話加入権	40,703	資本準備金	5,072
ソフトウェア	78,919	その他資本剰余金	
		自己株式処分差益	64
(投資等)	(5,777,850)	【利益剰余金】	【 11,950,386 】
投資有価証券	795,268	利益準備金	297,637
子会社株式	1,663,200	任意積立金	
子会社出資金	502,240	別途積立金	9,200,000
出資金	314,178	当期末処分利益	2,452,749
長期差入保証金	1,427,528	(うち当期純利益)	(2,070,140)
長期貸付金	60,639		
長期繰延税金資産	792,188	【株式等評価差額金】	【 13,627 】
その他の投資	276,707		
貸倒引当金	△ 54,100	【自己株式】	【 △ 539 】
		資本合計	13,179,447
資産合計	33,872,626	負債・資本合計	33,872,626

損益計算書

(自 平成15年4月 1日
至 平成16年3月31日)

(単位:千円)※3

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	【営業収益】		
	受 取 手 数 料	13,896,514	
	売 買 損 益	1,349,357	152,445,871
	【営業費用】		
	販売費及び一般管理費	10,822,974	10,822,974
	営業利益		4,422,896
	【営業外収益】		
	受 取 利 息	26,873	
	有 価 証 券 運 用 益	38,133	
	その他の営業外収益	58,706	123,713
【営業外費用】			
支 払 利 息	9,600		
社 債 利 息	3,366		
その他の営業外費用	5,635	18,603	
経常利益		4,528,007	
特 別 損 益 の 部	【特別損失】		
	商品取引責任準備金繰入額	238,718	
	商品取引事故損失	55,376	
	固定資産除却損	31,319	
	役員退職慰労引当金繰入額	240,308	565,722
	税引前当期純利益		3,962,284
	法人税、住民税及び事業税	2,175,508	
	法人税等調整額	△ 283,364	1,892,144
	当期純利益		2,070,140
	前期繰越利益		382,608
	当期末処分利益		2,452,749

③重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 売買目的有価証券……………時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- (2) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (4) 保管有価証券……………商品取引所法施行規則第7条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。
 - ① 利付国債証券……………額面金額の85%
 - ② 社債(上場銘柄)……………額面金額の65%
 - ③ 株券(一部上場銘柄)……………時価の70%相当額
 - ④ 倉荷証券……………時価の70%相当額

2. デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品……………個別法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	22年～50年
器具及び備品	3年～20年
- (2) 無形固定資産
ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により翌営業年度から費用処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
(会計方針の変更)
役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していましたが、当営業年度より役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更に伴い、当期発生額62,213千円については販売費及び一般管理費に計上しており、過年度相当額480,616千円については当営業年度から2年間で均等繰入することとし、当営業年度分240,308千円を特別損失に計上しております。
この結果、従来の方法に比べ、営業利益及び経常利益は62,213千円減少し、税引前当期純利益は302,521千円減少しております。

6. 商品取引責任準備金……………商品先物取引事故に備えるため、商品取引所法第136条の22の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。
7. 営業収益の計上基準
- (1) 受取手数料
商品先物取引……………委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。
- (2) 売買損益—商品先物取引損益……………反対売買又は受渡しにより決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。
8. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9. 消費税等の会計処理方法……………税抜き方式によっております。
10. 商法施行規則(平成14年3月29日法務省令第22号、最終改正平成15年9月22日法務省令第68号)の施行により、当営業年度より計算書類等については同規則により作成しております。

貸借対照表注記

1. 子会社に対する金銭債権、金銭債務
- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 短期金銭債権 | 30,475千円 (区分計記したものを除く) |
| (2) 短期金銭債務 | 6,578千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 754,343千円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。
4. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|------|-------------|
| 定期預金 | 2,450,000千円 |
| 土地 | 672,013千円 |
| 建物 | 558,590千円 |
5. 商法施行規則第124条第3項に規定する純資産額は84,908千円であります。
6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書注記

1. 子会社に対する有価証券の購入高は59,378千円、譲渡高は61,404千円であります。
2. 1株当たり当期純利益は、780円59銭であります。
3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

④注意事項

(貸借対照表関係)

1. イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

預	金	2,450,000	千円
土	地	672,013	
建	物	558,590	
<hr/>			
合	計	3,680,603	

対応する債務の内訳

社	債	200,000	千円
受託業務保証金の預託に代			
えた銀行等による保証額			
<hr/>		1,550,000	
合	計	1,750,000	

ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を商品取引所へ預託しております。

有	価	証	券	68,780	千円		
商			品	28,588			
保	管	有	価	証	券	520,930	
投	資	有	価	証	券	199,155	
<hr/>							
合		計		817,453			

なお、受託業務保証金の預託に代えて銀行等の保証を受けている金額は1,550,000千円であります。

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第136条の15の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりであります。

預	金	2,868,000	千円		
金	銭	信	託	2,000,000	
<hr/>					
合	計	4,868,000			

2. 委託者未収金のうち、無担保のものは124,544千円、うち発生から1年を経過しているものは、86,487千円であります。

3. 商品先物取引事故に備えるため商品取引所の定款に基づいた商品取引所への預託金であります。
4. 委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の売買損(売買益)相当額を、委託者に代わって取引所に立替払いした(取引所から預かった)金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。
5. 子会社に対する金銭債権、金銭債務

(1) 短期金銭債権	30,475千円 (区分計記したものを除く)
(2) 短期金銭債務	6,578千円
6. 有形固定資産の減価償却累計額 754,343千円
7. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。
8. 商法施行規則第124条第3項に規定する純資産額は84,908千円であります。
9. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(損益計算書関係)

1. 受取手数料の内訳

商品先物取引	13,896,356	千円
商品ファンド	157	
合 計	13,896,514	
2. 売買損益の内訳

商品先物取引決済損益	1,443,963	千円
商品先物取引評価損益	△50,310	
その他売買損益	△44,296	
合 計	1,349,357	
3. 1株当たり当期純利益は、780円59銭であります。
4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

利益金処分計算書

〔株主総会承認日〕
平成 16年6月25日

(単位:千円)

当期末処分利益		2,452,749
これを次のとおり処分いたします。		
配当金 1株につき 150円 〔普通配当 100円〕 〔記念配当 50円〕	363,205	
取締役賞与金	175,000	
監査役賞与金	5,000	
任意積立金 別途積立金	1,500,000	2,043,205
次期繰越利益		409,543

- (注) 1. 配当金は、自己株式303株を除いて計算しております。
2. その他資本剰余金64,400円は、次期に繰り越すことといたします。

⑥ 監査に関する事項

このディスロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産余裕比率 [純資産額/必要純資産額×100]	748%
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	1,088%
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	39%
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託金-分離保管預託額)×100] ※1	55%
(e) 当座性資金等比率 [当座性資金等(※2)/流動負債額×100]	126%
(f) 委託者未収金比率 [委託者未収金(長期未収債権に属するものを含む。)/純資産額×100]	37%
(g) 借入金比率 [{借入金+借入有価証券+社債(新株予約権付社債を含む。)}]/総資産額×100]	1%
(h) 経常収支率 [経常収益/経常費用×100]	142%
(i) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	138%
(j) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	137%
(k) 委託手数料収益比率 [(商品先物取引に係る)委託手数料/経常収益×100]	90%
(l) 自己売買収益比率 [自己売買収益/経常収益×100]	9%

※1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

※2 当座性資金等とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金をいう。）

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成 15 年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	仕切り	
勧誘時に係るもの	1	0	1	0	0
取引に係るもの	1	0	0	0	1
取引終了時に係るもの	2	1	1	0	0
その他に係るもの	2	2	0	0	0
合 計	6	3	2	0	1

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛 争 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	8	0	0	0	8
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	8	0	0	0	8

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

平成16年8月23日

会 員 名 オリエント貿易株式会社

正 誤 表

31ページの3. 経理の状況②損益計算書の下線の所に誤りが有りましたので訂正いたします。

(誤)

(単位:千円)

科 目		金 額	
営 業 損 益 の 部	【営業収益】		
	受 取 手 数 料 益	13,896,514	
	売 買 損 益	1,349,357	<u>152,445,871</u>
	【営業費用】		
	販売費及び一般管理費	10,822,974	10,822,974
	営業利益		4,422,896

(正)

(単位:千円)

科 目		金 額	
営 業 損 益 の 部	【営業収益】		
	受 取 手 数 料 益	13,896,514	
	売 買 損 益	1,349,357	<u>15,245,871</u>
	【営業費用】		
	販売費及び一般管理費	10,822,974	10,822,974
	営業利益		4,422,896

損益計算書

〔 自 平成15年4月 1日
至 平成16年3月31日 〕

(単位:千円)※3

科 目		金 額	
経常損益の部の部	【営業収益】		
	受取手数料	13,896,514	
	売買損益	1,349,357	15,245,871
	【営業費用】		
	販売費及び一般管理費	10,822,974	10,822,974
	営業利益		4,422,896
	【営業外収益】		
	受取利息	26,873	
	有価証券運用益	38,133	
	その他の営業外収益	58,706	123,713
【営業外費用】			
支払利息	9,600		
社債利息	3,366		
その他の営業外費用	5,635	18,603	
経常利益		4,528,007	
特別損益の部	【特別損失】		
	商品取引責任準備金繰入額	238,718	
	商品取引事故損失	55,376	
	固定資産除却損	31,319	
	役員退職慰労引当金繰入額	240,308	565,722
	税引前当期純利益		3,962,284
	法人税、住民税及び事業税	2,175,508	
	法人税等調整額	△ 283,364	1,892,144
	当期純利益		2,070,140
	前期繰越利益		382,608
	当期未処分利益		2,452,749